

消費者庁

消費者庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 規制を対象として評価を実施した政策 (令和2年3月5日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/caa.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	事業者がとるべき措置 (公益通報者保護法の一部を改正する法律)	<p><制度改正></p> <p>事業者に対する通報体制整備の義務付け、公益通報対応業務従事者等に対する守秘義務及び同義務違反に対する罰則の新設、行政機関への通報に係る保護要件の緩和、保護対象となる通報者や通報対象事実の範囲の拡大等を内容とする「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」を国会に提出した (令和2年3月提出)。</p>

(事後評価)

表2 目標管理型の政策評価を実施した政策 (実績評価方式) (令和元年8月30日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/caa_h24.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	【施策 (1)】 消費者政策の企画・立案・推進及び調整	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット消費者取引に関する実態調査を実施するため、令和2年度概算要求 (11百万円) を行った。(令和元年度予算額: 11百万円、令和2年度予算案額: 6百万円) 消費者被害、トラブル情報の新たな把握手法の調査を実施するため、令和2年度概算要求 (24百万円) を行った。(令和元年度予算額: 23百万円、令和2年度予算案額: 10百万円) 消費者財産被害事案への対応を継続的に推進するため、令和2年度概算要求 (27百万円) を行った。(令和元年度予算額: 27百万円、令和2年度予算案額: 27百万円) 消費者行政の総合的調整対応を継続的に推進するため、令和2年度概算要求 (31百万円) を行った。(令和元年度予算額: 12百万円、令和2年度予算案額: 16百万円) 消費者行政の国際化を継続的に推進するため、令和2年度概算要求 (232百万円) を行った。(令和元年度予算額: 124百万円、令和2年度予算案額: 115百万円) 若者が相談しやすい環境の確保の観点から SNS を活用した消費生活相談の実現可能性を検討するため、令和2年度概

				<p>算要求（93 百万円）を行った。（令和元年度予算額：12 百万円、令和 2 年度予算案額：27 百万円）</p> <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者が活用しやすい消費生活相談対応に係る検討体制を強化するため、令和 2 年度定員要求において増員（補佐クラス 1 名）を要求。 ・国際・研究業務実施体制を充実強化するため、令和 2 年度定員要求において増員（補佐クラス 2 名、係長クラス 2 名）を要求。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・達成すべき目標の記載について、政策目標を具体的かつ端的に表すよう修正。 ・消費者庁政策評価有識者懇談会の指摘を踏まえ、主要な課題に対して政策効果を測ることができるよう、全体として測定指標を重点的にするとともに、アウトカム指標に変更。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「インターネット消費者取引連絡会」を開催。（平成 31 年 4 月～令和 2 年 2 月の期間に 3 回開催） ・消費者政策担当課長会議を開催。（令和元年 11 月） ・消費者安全法に基づき、社名公表を伴う注意喚起を実施。（平成 31 年 4 月～令和 2 年 2 月の期間で注意喚起を 9 件実施） ・令和元年 9 月以降の令和元年台風第 15 号及び第 19 号等の大規模災害発生後に注意喚起・情報提供（財産分野関係）を実施。（令和元年 9 月公表以降、随時実施） ・「消費者行政かわら版」を用いて随時注意喚起を実施。（平成 31 年 4 月以降、随時公表） ・経済産業省と共同で、クレジットカード番号の漏えい・不正利用に関する注意喚起を実施。（令和 2 年 2 月） ・G20 大阪サミットのサイドイベントとして「G20 消費者政策国際会合」を開催。（令和元年 9 月） ・若者が相談しやすい環境の確保のため、消費者行政新未来創造オフィスにおいて、有識者による研究会を開催するとともに、実証実験を実施。
2	【施策（2）】 消費生活に関する制度の企画・立案・推進	相当程度 進展あり	引き続き 推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活に関する制度の企画・立案・推進のため、令和2年度概算要求（97百万円）を行った。（令和元年度予算額：78 百万円、令和2年度予算案額：68百万円）

				<p>・公益通報者保護の推進のため、令和2年度概算要求（80百万円）を行った。（令和元年度予算額：63百万円、令和2年度予算案額：62百万円）</p> <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益通報者保護の推進のため、令和2年度定員要求において1名（係長クラス1名）の時限延長を要求。 ・公益通報者保護の推進のため、令和2年度定員要求において2名（係長クラス1名、係員クラス1名）の増員を要求。 <p><制度改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者契約法について、衆参両院の委員会における附帯決議の趣旨を踏まえ、平成31年2月から「消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会」において、法制的・法技術的な観点から民法、商法、民事手続法及び経済学の研究者による検討が行われ、令和元年9月に研究会報告書が取りまとめられた。同報告書については、同年10月上旬まで意見募集を実施し、同年12月に結果を公表した。また、上記の報告書を踏まえつつ、令和元年12月から「消費者契約に関する検討会」において、実効性の確保や実務への影響の観点から、消費者・事業者の関係者を含めて検討が行われているところである。 ・公益通報者保護法について、消費者委員会から出された答申の内容、意見募集の結果（令和元年5月結果公表）等を踏まえ、所要の改正を行う法案の検討を行った。このような検討を経て、令和2年3月には、事業者に対する通報体制整備の義務付け、公益通報対応業務従事者等に対する守秘義務及び同義務違反に対する罰則の新設、行政機関への通報に係る保護要件の緩和、保護対象となる通報者や通報対象事実の範囲の拡大等を内容とする「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」を国会に提出した（令和2年3月提出）。 <p><運用改善></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体訴訟制度等の周知広報のために、地下鉄の車内ビジョンを活用して同制度のPR動画を配信した。 <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体として、「達成目標」を「施策の概要」に沿うように変更した。 ・測定指標「消費者契約法の認知度」の「達成目標」について、目標数値を新たに設定した（目標年度：令和2年度、目標数値：40%）。
--	--	--	--	--

				<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標「適格消費者団体による差止請求訴訟件数」等を「適格消費者団体と差止請求の相手方との間で一定の結論が得られた件数」に変更した（目標年度：令和元年度、目標数値：50件）。
3	<p>【施策（3）】 消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進</p>	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者に対する教育・普及啓発の企画・立案・推進経費として、令和2年度概算要求（203百万円）を行った。（令和元年度予算額：56百万円、令和2年度予算案額：119百万円） <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査・実証・分析等に基づく消費者教育の推進のために、令和2年度機構・定員要求において、増員（係長クラス1名）及び時限延長（補佐クラス1名）を要求。 ・食品ロスの削減の推進に関する法律の施行に伴う関連施策の強化に向けた体制整備のため、令和2年度機構・定員要求において、食品ロス削減推進室の新設及び増員（補佐クラス2名、係長クラス2名）を要求。 <p><事前分析表の変更></p> <p>○評価結果を踏まえ、以下のとおり測定指標を修正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「消費者教育推進会議及び分科会の開催（開催回数）」を関連指標に変更。 ・「消費者庁ウェブサイト「消費者市民社会のページ」のアクセス数」を追加。 ・「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」に基づく消費者庁作成教材の配布・活用状況について、目標の記載を修正。また、関連指標として「消費者教育推進会議の分科会開催回数」を追加。 ・「消費者教育ポータルサイトにおける情報提供の状況（家庭で活用できる消費者教育教材等の掲載件数）」、「消費者教育ポータルサイトにおける情報提供の状況（事業者・事業者団体による取組事例に係る掲載件数）」、「消費者教育ポータルサイトにおける情報提供の状況（「生活の管理と契約」の領域に係る教材の掲載数及び教材を使った取組事例数）」について、関連指標に変更。また、対応する目標の記載を修正。 <p>○庁内の組織改編により、以下のとおり施策の概要、達成すべき目標及び測定指標を修正した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の概要・達成すべき目標について「食品ロス削減の推進」を追加。 ・「意見交換会における参加者アンケートの結果からみる参加者の理解度」を追加。

				<ul style="list-style-type: none"> ・「食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合」を追加。 ・測定指標「消費者団体との意見交換回数」について、対応する目標の記載を修正。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三期消費者教育推進会議を1回開催し、「若年者の消費者教育分科会」、「地域における消費者教育の充実に向けた連携に関する分科会」の取りまとめ、第三期消費者教育推進会議の取りまとめについての議論を行った。そして、第四期消費者教育推進会議を2回開催し、同会議の下で「全世代における体系的な消費者教育に向けた連携に関する分科会」を2回開催している。(令和2年2月時点) ・令和2年度までに全ての都道府県の高校等で若年者向け消費者教育教材「社会への扉」等を活用した授業が実施されるよう、全都道府県を訪問し働き掛けを行った。 ・「倫理的消費」調査研究会の取りまとめを踏まえ、石川県、兵庫県、静岡県において、「エシカル消費」の意義や必要性などを発信するシンポジウム「エシカル・ラボ」を開催した。(令和2年2月時点)
4	【施策(4)】 地方消費者行政の推進	相当程度 進展あり	引き続き 推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政の推進に必要な経費として、令和2年度概算要求(3,276百万円)を行った。(令和元年度予算額:2,368百万円、令和2年度予算案額:2,364百万円) ・復興特別会計において、地方消費者行政推進に必要な経費として、令和2年度概算要求(374百万円)を行った。(令和元年度予算額:374百万円、令和2年度予算案額:374百万円) ・令和元年度補正予算において、自然災害発生時の相談への対応力の強化や食品ロス削減推進法の成立を受けた取組、キャッシュレス決済に関する相談や訪日・在日外国人からの相談の増加への対応等の地方消費者行政の充実・強化のために緊急的に取り組むべき重要施策に対する支援を行うため、「地方消費者行政強化交付金」を1,150百万円措置。 <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政の充実・強化に向けた分析・検討を実施するため、令和2年度定員要求において増員(補佐クラス1名、係長クラス1名)を要求。 ・消費者行政新未来創造オフィスにおける実証事業に係る体制を強化するため、令和2年度定員要求において増員(補佐クラス1名)を要求。

				<p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の進捗状況を的確に把握するため、消費生活センター設置促進に関する参考指標として「全国の人口5万人未満の市町村におけるセンター設置率」を追加。 ・平成30年9月にPIO-NET刷新検討会においてシステム改修の基本方針が取りまとめられたことを踏まえ、PIO-NETの運用に関する測定指標を「次期PIO-NET刷新に向けた検討会開催数」から「PIO-NET刷新の進捗状況」に変更。 <p><その他の具体的取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方消費者行政強化交付金の活用等により、相談体制の充実等、地方公共団体における取組を支援。 ・各市区町村に設置されている消費生活センターを含む消費生活相談窓口における在留外国人の国内での消費活動に係る相談体制の強化に努めている。 ・地方消費者行政の充実・強化を図るため、政務及び幹部職員自ら地方公共団体の首長等へ働き掛ける取組（「地方消費者行政強化キャラバン」）を行っている。（平成31年1月から実施） ・消費者ホットライン188の認知度向上に向けて、SNSや鉄道の車両モニターを活用した動画の配信、コンビニのPOSレジ画面での広告表示等の取組を実施。また、5月18日を「消費者ホットライン188（いやや）の日」として制定し、PRイベントを開催。 ・改正消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会の設置を促進。また、消費者行政新未来創造プロジェクトとして、徳島県内の全市町村において同協議会の設置を達成し、更なる取組の充実・強化に向け、支援を実施。
5	<p>【施策（5）】 消費者の安全確保のための施策の推進</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者安全法等に基づき集約される生命・身体に係る消費者事故等への対応を継続的に推進するため、令和2年度概算要求（137百万円）を行った。（令和元年度予算額：114百万円、令和2年度予算案額：112百万円） ・リコール情報の周知強化による事故の再発防止対策の推進のため、令和2年度概算要求（11百万円）を行った。（令和元年度予算額：8百万円、令和2年度予算案額：9百万円） ・消費者に対して食品中の放射性物質等に関する正確な情報提供を行い、消費者の理解の増進を図る施策を推進するため、令和2年度概算要求（47百万円）を行った。（令和元年度予算額：35百万円、令和2年度予算案額：28百万円） ・消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の実施のため、令和2年度概算要求（80百万円）を行った。（令和元年度

予算額：82百万円、令和2年度予算案額：78百万円)

<機構・定員要求>

- ・消費者庁に集約される事故情報の分析・活用の強化のため、令和2年度機構・定員要求において増員（課長補佐クラス1名）を要求。
- ・子どもの事故防止の取組充実のため、令和2年度機構・定員要求において時限延長（補佐クラス1名）を要求。

<事前分析表の変更>

○平成30年度の政策評価を踏まえ、以下のとおり測定指標等の変更を行った。

- ・目標を達成したと評価できる施策について指標から削除（まつ毛エクステンション・廃棄食品の不正流通）。
- ・測定指標1について、Twitterフォロワー数及びメールマガジン登録者数を追加し、対応する目標の表現を修正。
- ・測定指標2について、子供の事故防止の取組に関する取りまとめ回数を参考指標から測定指標に変更し、対応する目標の表現を修正。
- ・測定指標5、6、11を新たに設定し、対応する目標の記載を修正。
- ・測定指標9について、指標の表現の修正し、対応する目標の表現を修正。
- ・測定指標10について、「レポート件数」を削除。
- ・測定指標13、14について、対応する目標の表現を修正。

<その他の具体的取組>

- ・関係行政機関等から生命・身体被害に係る消費者事故等の情報を的確に収集し、消費者への注意喚起の記者公表を適切に実施（平成31年4月～令和2年2月末の間に注意喚起を15回実施）。
- ・子どもの事故防止に向けて、関係府省庁が連携して取組を推進するため、「子どもの事故防止週間」を設定（令和元年7月22日～7月28日）し、集中的に啓発活動を行うとともに、令和2年度「子供の事故防止に関する関係省庁連絡会議」を令和2年2月に開催。
- ・食の安全等に関する緊急事態において、迅速かつ適切に対応できるよう関係府省庁と連携し、緊急時対応訓練を実施（平成31年4月～令和2年2月末の間に訓練を1回実施）。
- ・食品中の放射性物質等に関し、地方公共団体等と連携した意見交換会や、地域において正確な情報提供ができる者の支援（フォローアップ研修の開催、ウェブサイト及びメール

				<p>マガジンでの情報提供)等を通じたリスクコミュニケーションを実施(平成31年4月～令和2年2月末の間に各種意見交換会等を105回開催)。</p> <p>・消費者安全調査委員会が原因を究明する必要があると認める事故について、事故等原因調査等を実施(報告書件数:1件、勧告・意見件数:2件、事故等原因調査等の実施数:2件、申出受付件数:34件※平成31年4月～令和2年1月末)。</p>
6	<p>【施策(6)】 消費者取引対策の推進</p>	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求></p> <p>・特定商取引法の厳正な執行等を行うため、令和2年度概算要求(249百万円)を行った。(令和元年度予算額:240百万円、令和2年度予算案額:232百万円)</p> <p><機構・定員要求></p> <p>・デジタルプラットフォーム上の電子商取引の監視に係る体制強化のため、令和2年度機構・定員要求において増員(補佐クラス1名、係長クラス2名)を要求。</p> <p>・社会問題事案(訪問購入・若年者)に係る執行体制強化のため、令和2年度機構・定員要求において増員(補佐クラス3名)を要求。</p> <p><その他の具体的取組></p> <p>○特定商取引法及び預託法の厳正な執行</p> <p>全国的な広がりがあり、甚大な消費者被害が生じるおそれのある重大事案に対し重点的に取り組んだ。具体的には、電気の小売供給役務を提供する電話勧誘販売業者に対し業務停止命令等を行った事案や、住宅リフォーム工事を提供していた訪問販売業者に対し業務停止命令等を行った事案等がある。</p>
7	<p>【施策(7)】 消費者表示対策の推進</p>	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求></p> <p>・景品表示法の厳正な執行等を行うため、令和2年度概算要求(189百万円)を行った。(令和元年度予算額:188百万円、令和2年度予算案額:180百万円)</p> <p><事前分析表の変更></p> <p>・景品表示法の普及啓発に係る測定指標「景品表示法説明会への講師派遣状況」として、「講師派遣件数」に加え、「説明会における理解度」を追加。</p> <p><その他の具体的取組></p> <p>○景品表示法の運用及び執行体制の拡充</p> <p>・景品表示法に違反する行為を行った事業者に対して、その行為の取りやめ、再発防止策の実施等を命令する措置命令</p>

			<p>及び金銭的な不利益を課す課徴金納付命令を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法違反行為の未然防止等の観点から、商品等に関する表示の方法等について、事業者等からの相談に対応。 ・消費者向け電子商取引の健全な発展と消費者取引の適正化を図る観点から、一般消費者に「電子商取引表示調査員」を委嘱して、景品表示法上問題となるおそれがあると思われる表示について報告を受け、同報告を景品表示法違反事件の端緒の発見、景品表示法違反行為の未然防止の観点から行う事業者への啓発活動に活用。 <p>○景品表示法の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景品表示法の普及・啓発のため、各種団体主催の表示等に係る講習会等への講師派遣、景品表示法のパンフレットの配布等の普及啓発活動を実施。 <p>○公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正競争規約の所要の変更につき公正取引協議会等から相談を受け認定を行うとともに、規約担当職員が各公正取引協議会等に対し規約の適正な運用等について必要な助言等を行うこと等により、公正競争規約の積極的な活用、円滑な運用を促進。 ・公正取引協議会等関連団体が主催する研修会等へ講師を派遣。 <p>○家庭用品の品質表示の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度に変更された洗濯表示や、同年度に改正した内閣府令及び告示に合わせて改訂した家庭用品品質表示法ガイドブックを配布するとともに、説明会に講師を派遣し、家庭用品品質表示法の普及啓発を実施。 <p>○住宅性能表示制度の普及・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話での問合せ等に対して、ウェブサイト上の資料の掲載先を案内するなど、住宅性能表示制度の普及啓発を実施。また、国土交通省の所掌に係る内容を含む問合せについては、必要に応じ、同省に対して問合せの内容について情報提供を実施。 <p>○健康食品も含めた食品の表示・広告の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康食品も含めた食品の表示・広告について、執行体制の整備や留意事項の周知徹底等により、適正化を推進。 <p>○関係機関の連携による食品表示の監視・取締り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に関する取締りについて、関係する行政機関で構成する連絡会議の活用等により連携を図り、効果的かつ効率的な執行を実施。 <p>○消費税転嫁対策特別措置法の運用及び執行体制の拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税転嫁対策特別措置法の規定に違反するおそれのある表示を監視するとともに、同法の規定に違反するおそれの
--	--	--	---

				ある行為を行っている事業者に対しては、厳正に対処。
8	【施策(8)】 食品表示の企画・ 立案・推進	相当程度 進展あり	引き続き 推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 食品表示対策の推進のため、令和2年度概算要求(363百万円)を行った。(令和元年度予算額:267百万円、令和2年度予算案額:250百万円) <p><機構・定員要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 国民の健康の保護及び増進のために必要な食品表示制度の企画立案業務を適正に行うため、令和2年度機構・定員要求において令和4年度までの時限延長(補佐クラス1名)を要求。 <p><制度改正></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成31年4月25日に遺伝子組換え食品表示の任意表示に係る食品表示基準の一部を改正する内閣府令を公布し、分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えている大豆及びとうもろこしについては、「遺伝子組換えでない」という表示に代えて「適切に分別生産流通管理している」旨、事実即した表示をすることとし、遺伝子組換え農産物の混入がないと認められる大豆及びとうもろこしの場合には「遺伝子組換えでない」旨の表示を実施。(令和5年4月1日に施行) <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 普及啓発に関する測定指標として、「パンフレットの配布枚数」を追加。 普及啓発、運用に関する測定指標として、「食品表示基準等に関するサイトへのアクセス回数」を追加。 機能性表示食品制度に関する測定指標として、「機能性表示食品の公表件数」を累積に変更。 保健機能食品に関する測定指標として、「買上調査の対象件数」に機能性表示食品を追加。
9	【施策(9)】 物価対策の推進	目標達成	引き続き 推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> 物価対策の推進のため、令和2年度概算要求(68百万円)を行った。(令和元年度予算額:91百万円、令和2年度予算案額:63百万円) <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標1「電力及びガスの小売全面自由化に関する消費者への影響調査の実施状況回数及び消費者保護のための情報提供」を一部修正。また、それに対応する目標について

				て一部修正。 <機構・定員要求> ・物価対策推進のため、令和2年度機構・定員要求において、時限延長（課長補佐クラス2名）を要求。
10	【施策（10）】 消費者政策の推進に関する調査・分析	目標達成	引き続き推進	<予算要求> ・消費者政策の推進に関する調査・分析の実施のため、令和2年度概算要求（82百万円）を行った。（令和元年度予算額：91百万円、令和2年度予算案額：66百万円） <事前分析表の変更> ・測定指標2「関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センター等への消費者安全法に基づく国会報告の報告書提供数」に対応する目標について一部修正。 <機構・定員要求> ・消費者志向経営の推進体制強化のため、令和2年度機構・定員要求に事業者連携推進官の新設及び増員（補佐クラス1名、係長クラス2名）を要求。 ・消費者政策の推進に関する調査・分析の実施のため、令和2年度機構・定員要求において、時限延長（係長クラス2名）を要求。

表3 規制を対象として評価を実施した政策（令和2年3月26日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/caa.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	特定適格消費者団体の認定制度及び所要の規制	継続が妥当	引き続き推進	<予算要求> ・消費生活に関する制度の企画・立案・推進のため、令和2年度概算要求（97百万円）を行った。（令和元年度予算額：78百万円、令和2年度予算案額：68百万円）